

対中国向け水産食品の衛生証明書に記載する品名（学名）の記載例について

1. 趣旨

従来、「対中国向け水産食品の取扱いについて」における別紙様式 1 中の水産食品名や別紙様式 7 中水産食品の衛生証明書の 1. ①「Name of Goods and Scientific Name」（品名（学名））の欄の記載について参考となる記載例がないため、衛生証明書の取得に時間を要していました。今回、関係者の御協力の下、衛生証明書の記載にあたっての参考とするために、水産庁加工流通課水産物貿易対策室で監修し、記載例を作成しました。

2. 注意事項

別紙様式 7 の衛生証明書は、通関の際に当該水産物が中国国家質量監督検験検疫総局の審査を受け、中国水産物の安全基準（別添 2-2）を満たしていることを証明できるようにしておかなければなりません。

衛生証明書の品名には、可能な限り、その水産食品の内容が分かるように記載することとされており、品名と学名の他、生産形態及び保存形態を付記することが必要です。

例 塩蔵マナガツオ *Salt Butterfish Pampus argenteus*

サクラエビソース *Sakura shrimp sauce Sergia lucens*

3. 更新について

本記載例に対する幅広い意見を随時受け付け、より多くの意見を反映させることで精度高めていきたいと考えておりますので、ご意見がある方は、下記の連絡先に随時ご連絡お願いいたします。

(連絡先)

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室
(輸出担当)

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1-2-1

03-3502-8111 (内線 7125)

03-3501-1961 (夜間直通)

03-3591-6867 (FAX)